日本獣医師会雑誌 通巻 900 号 発刊記念連載特別企画

─各分野で活躍する獣医師のさらなる飛躍に向けて(XI)─

日本獣医師会の役割と職域別課題への具体的な対応

境 政人 (公社)日本獣医師会副会長兼専務理事)



1 日本獣医師会の役割

本会の役割は、公益社団法人として、会員地方獣医師会との連携の下で、獣医師及び獣医療に関する事業の健全な発展と、事業活動を通じて日本国民全体の利益に貢献することであろう。一方、本会は、獣医師が組織する職能団体

として、公益目的事業の推進による社会貢献活動のほかに、会員構成獣医師の専門性の維持・向上や、専門職としての処遇や利益の保持・改善の役割も担っている。この点に関しては、会員構成獣医師の一部からは、「獣医師会の会員メリットがない。日本獣医師会は何をやっているのか分からない。」といった声が聞こえてくる。

このような本会の公益社団法人及び職能団体としての 位置付けや、会員構成獣医師等のご意見にかんがみ、私 が本会の専務理事として勤務させていただいた7年間の 経験を踏まえ、国民や会員構成獣医師の期待にどのよう に応えていくべきかとの視点から、本会の役割と対応方 策について紹介する.

(1) 最新情報の提供

本会の役割として、まず重要なことは、会員構成獣医師に対して最新かつ信頼できる各種情報を提供することである。会員構成獣医師にとっては、定期的または常時に最新情報が提供されるメリットがあり、かつ獣医師会の会員であることの証にもなる。

①日本獣医師会雑誌による情報提供

日本獣医師会雑誌は、本会にとっては、会員構成 獣医師に本会の活動報告を行う機関紙であり、本会 と会員構成獣医師とを繋ぐ役割を担っている。一 方、会員構成獣医師にとっては、毎月自動的に最新 情報が提供されるとともに、自らの研究業績の発表 の場を提供する学術学会誌でもある.

このような日本獣医師会雑誌の目的を達成するため,前半の会報部分は,新型コロナウイルス感染症などの最新のトピックに関する科学的情報,行政の動きや国際情勢等,会員構成獣医師個人では得難い信頼できる最新情報の提供に努めている.

後半の学術学会誌部分は、日本産業動物獣医学会、日本小動物獣医学会及び日本獣医公衆衛生学会の3学会に分け、会員構成獣医師等の学術研鑽の場としての科学論文の掲載を行っている。さらに、令和4年1号(Vol.75 No.1)からは学術学会誌をオンライン化して、迅速な論文掲載及び公表に努めるよう改善を図っている。

②ホームページによる情報提供

本会のホームページにおいては、本会が提供する 各種情報を取りまとめて掲載するほか、新型コロナウイルス感染症に対する小動物診療施設の防疫対応 等のトピックの掲載、学術シンポジウムの動画配信 等の学術情報の常時継続的な提供を行っている.

(2) 獣医学的知識及び技術の研鑽の場の提供

会員構成獣医師にとって獣医師会に所属することの獣 医学術分野における意義は、日本獣医師会雑誌への学術 論文の投稿のほか、獣医学術学会や各種講習会への参加 により生涯研修としての自己研鑽の場を得られることに ある。

特に、若手獣医師は、これらの学会や講習会の受講により、専門的な獣医学的知識及び技術の研鑽並びにその成果としての専門獣医師資格の取得を希望されていると聞く、本会では、このような要請に応えるため、小動物獣医療分野における既存の学協会の参加を得て、令和3

† 連絡責任者:境 政人(公社)日本獣医師会)

〒 107-0062 港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23 階

☎ 03-3475-1601 FAX 03-3475-1604 E-mail: masato_sakai@nichiju.or.jp

令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ (※現状)

従来の民間団体としての任意登録と、新たに義務化される法定登録を別に運用。

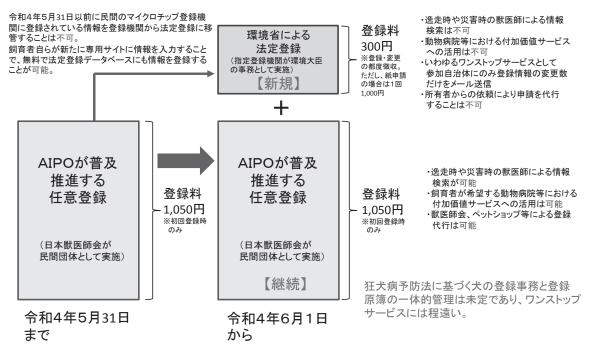


図1 令和4年6月以降のマイクロチップ登録イメージ(※現状)

年9月に本会内に「認定・専門獣医師協議会」を設置し、本会及び既存の学協会が実施する専門研修会等のプログラムの評価・認定、当該研修受講後に付与される認定・専門獣医師資格または名称の広告を可能とする獣医療法の運用の見直しに関する要請活動等を開始している.

(3) 会員構成獣医師等への実利の提供

会員構成獣医師にとっては、本会や地方獣医師会が取り組む公益目的事業等に参加した結果得られる社会的貢献に伴う充足感ばかりでなく、自らの事業活動の成果としての実利を確保する必要がある.

その事例としては、地方獣医師会が狂犬病予防法に基づき都道府県及び市区町村からの委託を受けて実施している狂犬病予防事業及び予防注射事業がある。このような獣医師会組織の全面的な協力による狂犬病予防注射事業等の推進は、日本が65年もの長期にわたり世界的にも数少ない狂犬病清浄国として国民や犬等の安全な共生社会を維持することに貢献している。また、本公益目的事業の継続的な実施は、獣医師及び地方獣医師会の安定的な収入の確保にも寄与している。

狂犬病予防事業に並ぶ新たな公益目的事業として期待される事業が犬・猫等に対するマイクロチップ (MC)装着・登録事業である。MC登録事業 (AIPO) は、本会が平成8年度から本格的に取り組み、令和3年度末までに累計286万頭の登録実績を有している。令和元年6

月の動物愛護管理法の改正により、約30年にわたり本 会等が要請してきた MC 登録制度が、販売用の犬・猫 に限定されているとはいえ法制度化された. 本会は、令 和3年6月に唯一の指定登録機関に指定され、令和4年 6月から法定登録事務を開始した.しかし,当該法定登 録制度は、個人情報保護法等の制約の結果として、地方 獣医師会の関与はなく、獣医師による MC 情報検索も 認められないなど、AIPO 登録事業における獣医師、地 方獣医師会及び本会が連携して登録及び情報活用を推進 する仕組みとは大きく異なっている. このため、本会は 法定登録事務と並行して AIPO 登録事業も別途運用せざ るを得ない事態となっている(図1参照).したがって、 すでに法定登録制度は施行されているものの. 環境省と 本会は、再度 AIPO 登録事業をベースにした法定登録制 度の再構築及び運用方法の改善に向けて協議を継続して いる (図2参照). しかし、現時点においては、法定・ AIPO 両登録データベースの一元管理は可能となって も、その運用や活用については当分の間は別々に実施せ ざるを得ないのではないかと考えている. いずれにして も、双方の MC 登録事業における登録・運用が円滑に推 進され、犬・猫の飼育者のメリットに繋がるとともに、 会員構成獣医師の診療業務の発展及び地方獣医師会の事 務運営体制の強化にも繋がるよう尽力して参りたい.

また,令和4年5月には新法である愛玩動物看護師法 が施行された.令和5年2月には第一回愛玩動物看護師

マイクロチップデータベースの一本化に向けて (方法の検討)

A案 環境省データベース での統合運用

国(指定登録機関)が 運用する共通データベース

法定登録情報 (指定登録機関が環境大臣の事務として実施) 【犬猫と飼育者の情報】

日本獣医師会が運用するマイクロチップデータベース

AIPO登録情報
(任意)
(日本獣医師会が 民間団体として実施)

6/1施行日以前からの 既存登録データ
(約280万件、犬猫以外を含む)

【備考】

- 新規開発のシステムを利用
- ・運用の安定性に課題
- ・AIPOのシステムは法定登録における共通DBと個別WEBの役割を一体化して運用。統合 運用する場合はデータベースの構造が二重になり、システムの安定性確保に課題
- ・AIPO登録項目を法定登録項目に一致させることを検討 (データベースの一体運用)
- 保守運用経費が高額

B案 既存の日本獣医師会 マイクロチップデータ ベースでの統合運用

日本獣医師会が運用する マイクロチップデータベース

法定登録情報 (指定登録機関が環境大臣 の事務として実施)

【犬猫と飼育者の情報】

AIPO登録情報 (任意)

(日本獣医師会が 民間団体として実施)

6/1施行日以前からの 既存登録データ

(約280万件、犬猫以 外を含む)

【備考】

- ・永年の運用実績がある安定したシステムでの運用
- ・動取業、獣医師、飼育者が操作・手 続きの流れを熟知している
- ・ブリーダーからペットショップへの連続登録の仕組(オークション)など流通過程に関する機能追加は実証済
- ・AIPO登録項目を法定登録項目に一致させることを検討(データベースの一体運用)
- ・登録システムのセキュリティ要件の 見直し
- 保守運用経費が低額

このほか、獣医師による検索、飼育者向け付加価値サービスの提供による制度普及、 登録代行申請に代わる仕組みの整備が必要。

図2 マイクロチップデータベースの一本化に向けて(方法の検討)

国家試験が実施され、令和5年度からは愛玩動物看護師が国家資格者として活躍できることになる. 小動物獣医療現場においては、獣医師と愛玩動物看護師による適正な役割分担と連携の下で、高度なチーム獣医療提供体制の構築が期待される. さらに、愛玩動物看護師による愛玩動物飼育高齢者世帯等への訪問看護により、診療の補助・看護、動物飼育支援、動物の一時預かり等の業務拡大により、「かかりつけ動物病院」としての役割の強化と、地域包括ケア活動体制の構築を推進したいと考えている(図3参照).

なお、技術的支援としての「認定・専門獣医師制度」については、「かかりつけ動物病院」の獣医師に対する専門獣医師資格や、「災害獣医療(VMAT)認定獣医師」の資格付与のための技術研修プログラムの創設を進めている。また、畜産分野においては、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準によりすべての畜産農場に配置が義務付けられた担当獣医師を「農場管理獣医師」の名称で認定・専門獣医師として育成する研修プログラムを作成中である。これらの専門性資格の取得等により、会員構成獣医師の事業活動の拡大と実利の向上に繋がることを期待している。

(4) 国, 国際機関等との連携・調整

先に述べた本会等が約30年にわたり要請活動を続け

てきた結果として実現した愛玩動物看護師法の新規制定や,動物愛護管理法の改正による MC 装着・登録制度の法制化は,個々の獣医師による活動では実現は難しい.このような国及び政治への要請が必要な新たな制度の実現に向けた活動こそ,本会や日本獣医師連盟が中心となって取り組むべき課題である.

また、公務員獣医師や農業共済団体家畜診療所の獣医師の確保及び処遇改善についても、国のほか都道府県への要請活動等による獣医師職給料表の新設や家畜共済制度の運用見直し等が必要となる。これらの案件についても本会等の長年にわたる要請活動が実り、福岡県や徳島県では医療職給料表に代わる特定獣医師職給料表が新設され、初任給調整手当も多くの都道府県で実現された。現在は、特定獣医師職給料表の他の都道府県への拡大、初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善の要求を継続している。このような要請活動も、公務員獣医師が自ら実施し要求を実現することは困難であり、これまでに得られた成果は、本会や地方獣医師会の粘り強い要請活動の賜と言える。

現在,本会の藏内勇夫会長はアジア獣医師会連合 (FAVA) の副会長であるが,令和4年11月にはFAVA 会長に就任予定である.このため,本会はFAVAの事業活動にも積極的に取り組んでいる.現在FAVAは,FAVA戦略プラン (2021-2025)を策定し,その実践の

「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動構想(たたき台)

【人と動物の共生社会の推進】

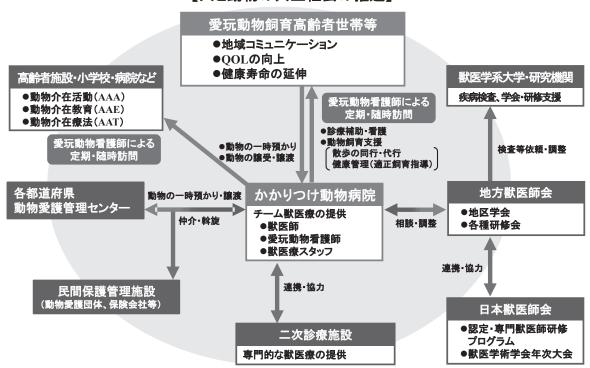


図3 「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動構想 (たたき台)

ために①内部・コラボレーション、②ワンヘルス、③獣 医学教育、④動物福祉、⑤医薬品の慎重使用及び⑥食の 安全・安心の6つの常設委員会を設置しているが、これらのうち②、③、⑤及び⑥は日本の専門家が主導している。また、平成28年11月には世界獣医師会(WVA)の活動の一環として「世界獣医師会 -世界医師会 "One Health"に関する国際会議」を開催したことに続き、令和4年11月11~13日には「第21回アジア獣医師会連合(FAVA)大会」を開催予定であり、ワンヘルスの実践活動をわが国からアジア、さらに世界に向けて発信することとしている。

ご承知のとおり、近年は、環太平洋パートナーシップ協定(TPP11)、東アジア地域包括的経済連携協定(RCEP)等の各種の経済連携協定が発効している。これらの協定においては「越境サービス」も対象とされており、将来的には獣医師を含む専門性資格の相互認証の導入も想定される。このような事態においてわが国が不利益を被ることがないよう、常にアジア諸国や世界に向けた国際貢献に尽力するとともに、わが国の獣医学教育の国際水準化や獣医師制度への国際的な理解を深めておくことがきわめて重要となる。

(5) 人的交流の場の提供

私は農林水産省に34年間勤務してきたが、行政施策

に従事する中できわめて有用で感謝しているのが、人脈である. 法制度の構築や予算執行をはじめとした行政施策を執行するうえでは、最新の科学的知見と現場の実態を把握することが不可欠である. しかし、これらをすべて自ら体得することは時間的にも物理的にも困難である. その際に救いとなるのが人脈であった. すなわち、行政施策を構築するうえで必要となる最先端の知識や経験を有する友人・知人に教えを請うことである. このことは、日本獣医師会に勤務させていただくようになってからも変わらない.

このような人脈の構築は、個人的な活動やスマホなどによっては限界がある。獣医師会をはじめ各種の組織的な活動に積極的に参画し、多様な人材と出会い、相互に情報交換や事業の連携等を行える関係を構築することが重要である。これまで述べてきた本会の活動や出会いの場の提供は、このような人脈の形成に大きく貢献しており、本会の重要な役割の一つと考えている。

2 職域別課題への具体的な対応

これまで、本会の果たすべき主な役割について述べて きたが、獣医師の職域が広範な分野に及ぶことにかんが み、ここからは職域別の課題への具体的な対応方策につ いて紹介する.

(1) 小動物臨床分野

①「かかりつけ動物病院」による地域包括ケア活動

令和2年12月31日現在の飼育動物診療施設の開設届出状況によると、獣医師1人の施設の就業獣医師数は63%となっている.このため、令和4年5月1日に施行された愛玩動物看護師法に基づき、診療補助業務を実施できる愛玩動物看護師と獣医師が適正な役割分担と連携の下で、チーム獣医療提供体制を構築することが期待される.愛玩動物看護師が犬・猫を飼育する高齢者世帯等を定期・随時に訪問し、診療補助・看護及び動物飼育支援を行うことによる「かかりつけ動物病院」としての地域包括ケア活動への発展が期待される(図3参照).これらの高齢者世帯等が飼育する犬・猫のマイクロチップ登録情報に診療履歴等の情報を追加登録し、付加価値サービスの提供に活用する方策も提案する予定である.

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴 い、犬・猫等の飼育者が感染し入院等せざるを得な くなった場合に、飼育している犬・猫の一時預かり への対応が問題となった. これについて. 関東・東 京地区の一部では、小動物診療施設において新型コ ロナウイルス感染症の患者が飼育する犬・猫を診 察・収容した場合や、動物自体の感染が疑われる場 合には, 研究機関や大学等に相談し, 必要に応じて 検査を実施する体制が構築されている. 具体的に は、国立感染症研究所獣医科学部及び東京農工大学 が「伴侶動物の動物病院ネットワーク構築」を行い, その取組みを関東・東京地区から開始し、その成 果を踏まえて全国的な感染症検査体制のネットワー ク構築に拡大する計画である. また、検査対象とな る感染症も、SARS-CoV-2のほかSFTS (重症熱 性血小板減少症候群)等の愛玩動物由来の人獣共通 感染症にも拡大するとともに、死亡野生動物の報告 も対象とされている. 小動物臨床分野におけるワン ヘルスへの取組みには課題も多いが、地方獣医師会 や会員構成獣医師のご理解とご協力を得て、全国的 なネットワークが構築されることを期待している.

なお、新型コロナウイルス感染者が飼育する愛玩動物の一時預かり等への対応、特に検査陽性の犬・猫の一時預かりについては、都道府県の動物愛護管理センター等の協力が不可欠であり、公的な施設等との協力・連携体制の構築も検討して参りたい.

②「認定・専門獣医師制度」による専門獣医師資格・ 名称の付与と広告制限の解除

小動物臨床分野における専門獣医師に関しては, 現在は少なくとも18の獣医関係団体や民間組織が 学会、研修会等の開催と任意の専門獣医師等の名称を付与している。したがって、先ずは、本会内に設置した「認定・専門獣医師協議会」においてこれらの主要な学協会が実施する専門分野を対象に、研修プログラムの評価・認定、専門獣医師の認定登録情報の管理・公表、広告制限の緩和等を順次進めていくことになる。

一方、本会による小動物臨床分野の取組例としてたとえば「地域獣医療認定獣医師(地域包括ケア対応小動物開業獣医師)」、「災害獣医療(VMAT)認定獣医師」等についての専門獣医師研修プログラムの策定及び専門獣医師資格の認定についての検討を進める予定である。

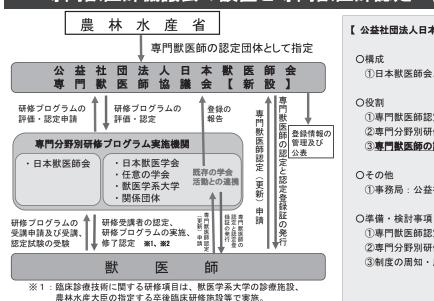
なお、本会は、「認定・専門獣医師協議会」において認定された研修プログラム等を受講し付与された認定・専門獣医師の名称等の広告が可能となるよう獣医療法第17条における獣医療広告制限の見直しを要請してきたところ、農林水産省は令和4年7月8日付けで獣医事審議会に対し広告制限の見直しについて意見を求める旨の諮問を行った(図4参照).

③ MC 装着・登録制度の運用による会員構成獣医師 等の診療業務の発展

MC装着・登録の義務化による法定登録制度及び AIPO 登録事業の現状と課題については、1の(3) において詳述した. 遺憾ながら、環境大臣の指定登 録機関として本会が実施する現行の法定登録制度 は、ペットショップ等で犬・猫を購入した飼育者に 義務付けられた登録申請の代行(獣医師が診療業務 の一環として行う申請代行は可). 獣医師による MC 登録事項の検索、付加価値サービス提供への活 用等は、いずれも不可とされている、このため、こ れらの事務対応が可能な民間事業としての AIPO 登 録事業は、当分の間、法定登録制度を補完しつつ、 MC 登録事業全体を普及・定着・発展させる目的 で、法定登録制度と並行して運用せざるを得ない. 現在、本会では、犬・猫飼育者による法定登録と AIPO 登録の同時申請, AIPO 登録情報に診療履歴 や健康管理等の情報を追加して活用する付加価値 サービスの提供等の仕組みを構築中である.

また、動物愛護管理法の改正において、狂犬病予防事業の登録申請と MC 法定登録申請の一元化、いわゆるワンストップサービスを目的とした市区町村長による MC 登録情報の活用が規定された. しかし、この仕組みは市区町村等の事務運営にかえって混乱をもたらすとの懸念から、本サービスに参加する市区町村はわずか9%にとどまっており、名実ともに本サービスを活用するためには次期法改正を

専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組(案)



※2:学会・研修会等への参加実績管理は<u>獣医師生涯研修システム</u>を活用。

【 公益社団法人日本獣医師会 専門獣医師協議会(仮称)】

①日本獣医師会、日本獣医学会、任意の学会等で構成

- ①専門獣医師認定を行う専門分野の検討及び指定
- ②専門分野別研修プログラムの評価・認定・管理
- ③専門獣医師の認定登録及び管理 (更新手続含)

①事務局:公益社団法人日本獣医師会

- ①専門獣医師認定を行う専門分野
- ②専門分野別研修プログラムの募集・評価・認定のあり方
- ③制度の周知・広報

【検討にあたり留意すべき事項】

- 獣医療法第17条における獣医療広告制限を一部緩和し、一定の基準を満たす団体が認定した専門獣医師である ことを広告可とすること。
- 令和12年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(令和2年5月)」において、 「獣医師会が中心となって、獣医師の専門性を認定する仕組みの構築及び獣医療広告のあり方について検討を進め る。」と規定。

図4 専門獣医師協議会の設置と専門獣医師認定・登録の仕組(案)

待つ必要がある.

(2) 産業動物臨床分野

①農場管理獣医師の養成

令和2年4月に改正された家畜伝染病予防法では. 国内畜産農場への感染症の侵入・まん延の防止を図 るため、飼養衛生管理基準が大幅に強化された、特 に. 「I 家畜防疫に関する基本的事項」の「6 獣医 師等の健康管理指導」においては、「農場ごとに、担 当の獣医師または診療施設(家畜保健衛生所と密接 に連絡を行っている者または施設に限る.)を定め、 定期的に当該獣医師または診療施設から当該農場に おいて飼養する家畜の健康管理について指導を受け ること.」と規定され、すべての畜産農場に担当獣 医師の配置及び健康管理指導が義務付けられた.

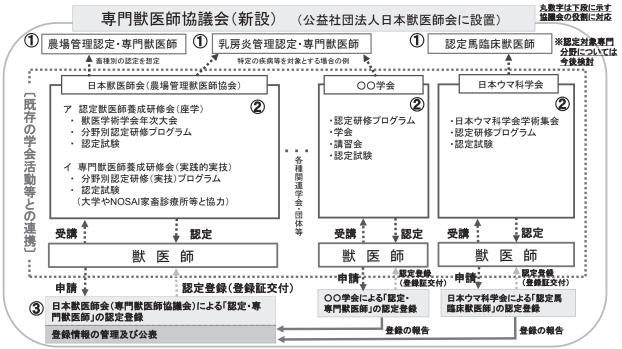
本会は、当該担当獣医師等を「農場管理獣医師」 と位置付け、農場全体の家畜衛生管理業務(ア ワ クチン接種を含む家畜伝染病等の侵入防止、早期発 見・通報等、イ 飼養衛生管理・生産性の向上、畜 産経営の改善、ウ 農場 HACCP 等の実践による 高品質で安全な畜産物の安定供給, エ 要指示医薬 品の一元管理と薬剤耐性 (AMR) 対策の推進、オ 人及び動物の健康と野生動物を含む環境の保全を図 る「ワンヘルス」への配慮等)の農場管理獣医師へ の一元化を推進することとしている.

また, 本会は, これまで農場管理獣医師協会が実 施してきた研修等の事業を継承し、農場管理獣医 師を養成するとともに、農場管理獣医師の「認定・ 専門獣医師制度」への適用については、本会が他の 学協会と同じ立場で「認定・専門獣医師協議会」に 申請し、認定を受けることになる (図5参照).

②農業共済団体家畜診療所勤務獣医師の確保と処遇改善

産業動物診療獣医師, 特に農業共済団体家畜診療 所に勤務する獣医師の確保と処遇改善が叫ばれて久 しい. その獣医師不足の要因として, 共済家畜診療 所に勤務する獣医師については、平均年齢42歳で 年収はわずか800万円程度で、地方公務員並みと なっていることがあげられる. 多くの共済家畜診療 所の収入は、農業保険法に基づく家畜共済制度にお ける病傷事故等診療収入に依存している. しかし, わが国の畜産経営は、農場管理獣医師の指導の下 で、今後一層家畜衛生水準の向上や計画的なワクチ ン接種等による予防衛生業務の進展により、病傷事 故等診療収入が減少することは明らかである. この ため、一部の共済家畜診療所ですでに実践されてい

「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組(産業動物分野におけるイメージ例)



獣医療法に基づく広告制限の特例措置を受けるために専門獣医師協議会が果たす役割

- ① 広告可能な専門分野(資格名)の検討及び指定
- ② 専門分野別研修プログラムの評価及び認定(既存の学会等における研修等を活用)
- ③ 認定・専門獣医師の認定登録及び管理

図 5 「認定・専門獣医師」を広告制限の特例とするための仕組 (産業動物分野におけるイメージ例)

るように、農場管理獣医師として農場全体の家畜衛生・経営管理業務を取り入れ、畜産経営の収益向上を図るとともに、病傷事故等診療収入以外への収入源の多元化による家畜診療所の収入増加を実現し、勤務獣医師の給与・処遇の改善を図る必要がある.

また、(4) の①で後述するが、共済家畜診療所は 全国の獣医学系大学の診療参加型臨床実習の受入機 関となっており、当該実習の担当獣医師は獣医学系 大学から特任教授・講師等の発令を受けている事例 もある、学生実習にとどまらず、主な共済家畜診療 所は研修施設を整備し、自らの雇用獣医師ばかりで なく、他の共済家畜診療所勤務獣医師、公務員獣医 師等の臨床研修等も引き受けている。さらには、全 国の産業動物開業獣医師や獣医学系大学の教官等 も、共済家畜診療所で活躍した獣医師が、第2の職 場として就業している事例も少なくない。すなわ ち、共済家畜診療所は、わが国の産業動物診療獣医 師の教育機関としての役割も担っており、その衰退 はわが国の産業動物診療業務や教育の衰退にも繋が ることが懸念される。

このため、主要な共済家畜診療所が産業動物診療 獣医師の養成機関としての位置付けを明確化すると ともに、産業動物臨床獣医学の研究推進、学位の取 得,大学教官等への就任等の役割を果たすことになれば,共済家畜診療所の勤務獣医師としての業務の魅力は格段に向上し,産業動物診療獣医師の確保にも大きく貢献できるものと確信する.

(3) 公務員分野

①公務員獣医師の確保と処遇改善

公務員獣医師についても、関東や近畿地区の都市部を除き、全国的な採用不足が続いている。1の(4)で述べたとおり、公務員獣医師の確保及び処遇改善についても、本会や地方獣医師会の長年にわたる国や都道府県への要請活動等が実り、福岡県や徳島県では医療職給料表(二)に代わる特定獣医師職給料表が新設され、初任給調整手当も多くの都道府県で実現された。今後は、特定獣医師職給料表の他の都道府県への拡大、初任給調整手当に代わる恒久的な給与改善の要求を継続していく必要がある。

なお、地方公務員の給与は、各都道府県人事委員会の勧告に基づいて給料の改善等がなされることから、同様の業務を担う民間獣医師との給与比較が行われる。この場合の民間獣医師とは、共済家畜診療所の勤務獣医師が主要な部分を占めているものと考えられる。その意味では、(2) の②で述べた共済家

畜診療所の勤務獣医師の給与は、暗に地方公務員準拠が指導されてきたといわれており、地方公務員獣医師と共済家畜診療所勤務獣医師は相互に処遇改善を困難なものにしてきたと考えられることから、両者の処遇改善についてはセットで取り組む必要がある。

②公務員獣医師によるワンヘルスの推進

本会は、平成22年に「動物と人の健康は一つ. そして、それは地球の願い.」という日本獣医師会・ 獣医師会活動指針を制定し、ワンヘルスの普及と実 践に取り組んできた。その取組みの一環として、平 成25年11月に本会と日本医師会が学術協力推進 協定を締結したことを皮切りに、平成28年11月 までに全国55地方獣医師会が地域の医師会と同様 の協定を締結し、全国的なワンヘルス推進体制が構 築された。それ以降、日本獣医師会と日本医師会は 協定に基づくワンヘルス推進活動として、学術連携 シンポジウムの開催等を行っているが、その取組み に際しては厚生労働省及び農林水産省の助成措置や 後援等のご支援をいただいている。

地方獣医師会と地域の医師会においても同様の連携シンポジウム等に取り組んでいるが、その活動強化のためには、都道府県の保健衛生部局と農林水産部局双方のご支援が必要である。その先進的事例として、福岡県は「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定し、行政機関はもとより県民が一丸となってワンヘルスの普及・推進活動に取り組んでいる。さらに、徳島県においても「ワンヘルス推進条例」の制定及び令和5年度の施行に向けた取組みが進められている。同様の検討は他の都道府県においても行われていると伺っており、今後ワンヘルスの普及・推進活動が全国的に進展することを期待している。

今般の新型コロナウイルス感染症をはじめ近年の 新興・再興感染症はいずれも動物由来の人獣共通感 染症であり、その予防やまん延防止のためには人と 動物の健康と環境の健全性を一体的に守るワンヘル スの実践に基づく感染症対策が必要とされている。 しかし、現在の国及び都道府県におけるワンヘルス の実践体制は関係の省庁や部局間で縦割りとなって おり、しかも犬・猫などの愛玩動物及び野生動物の 感染症についての調査研究や所管は空白領域となっ ている。このような国及び都道府県における危機管 理体制が不備な状況の下では、動物由来の新興・再 興感染症の発生を事前に察知することは困難であ り、必要な感染症対策が後手に回り、ふたたび今回 の新型コロナウイルス感染症のような甚大な被害を 招くことが懸念される (図6参照).

先行事例として、徳島県においては、すでに保健衛生部と農林水産部における獣医師職員の人事管理を一元化して、両部局をはじめ広く行政全般に対処できる獣医師職員の養成にも取り組まれている。同県においては、獣医師職員が副知事を務められ、県行政を牽引されたご活躍も記憶に新しい。

農林水産省においても、私が入省した昭和55年 当時は、獣医師職員にとっては衛生課長が最高ポストであったが、6年制の獣医学教育を修了した獣医師職員が増加し、積極的に広範な職域に獣医師職員を配置した結果として、現在は、他省庁も含め本省の審議官などの指定職等が4人、課長クラスが5人となり、獣医師職員の一層の活躍が期待されている。

上述のワンヘルスの実践活動の主役を担うのは獣 医師であり、国においても都道府県においてもその 業務活動を主導するのは公務員獣医師である。ワン ヘルス行政の推進を機に、公務員獣医師に対する国 民・都道府県民の期待は一層拡大し、公務員獣医師 の活躍分野も広範かつ重要なものとなり、それに応 じて公務員獣医師の職域も魅力あるものに発展する ものと考えている。

(4) 獣医学教育・学術分野

①獣医学系大学学生の実習支援

獣医学系大学における獣医学教育の国際水準化への取組みの一環として、平成28年度から獣医学生の5年生進学前後において獣医学共用試験が本格的に開始された。大学のカリキュラムにおいては、獣医学共用試験に合格した5年生または6年生に対し、診療参加型臨床実習及び体験型家畜衛生・公衆衛生実習が実施されている。その学生実習の受入機関としては、診療参加型臨床実習のうち産業動物臨床実習は主に農業共済団体家畜診療所、体験型家畜衛生・公衆衛生実習は都道府県の家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、動物愛護管理センター等が対応している。

しかし、従来、学生実習の受入れについては、各 獣医学系大学と実習受入機関とが個別に調整してき たため、受入れ可能学生人数に限界がある中で、よ り組織的・計画的な実習受入体制の構築が求められ ていた、このため、本会と全国大学獣医学関係代表 者協議会の協議により、平成29年9月に獣医学実 践教育推進協議会を設置し、獣医学系大学と学生実 習受入機関との間で組織的・計画的な実習受入協 議を行い、可能な限り多くの実習希望学生を受け入 れることとした。その調整機能はまだ十分とはいえ ないが、令和4年度から岡山理科大学の5年生が新

動物由来の新興・再興人獣共通感染症に対する「ワンヘルス」実践体制の強化(案)

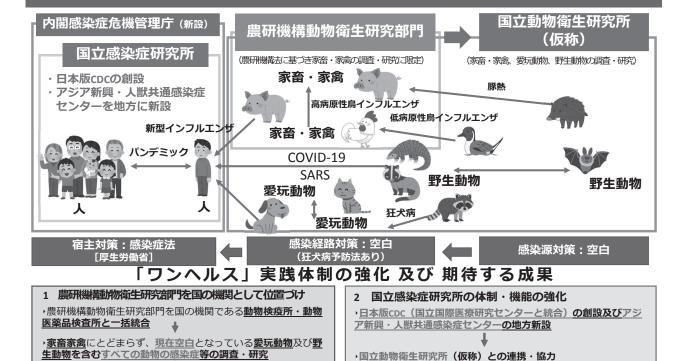


図 6 動物由来の新興・再興人獣共通感染症に対する「ワンヘルス」実践体制の強化(案)

たに実習に加わることを踏まえ、令和5年度からは より計画的な実習受入を行うことができるよう体制 整備を急いでいる.

・感染症等の発生予察、発生予防、早期診断、まん延防止・診断薬・ワクチン等医薬品の開発、輸出入検疫の強化

②獣医師生涯研修事業への認定・専門獣医師研修の導入

本会は、会員構成獣医師が常に最新の獣医療情報、知識・技術を修得できるよう学会、研修・講習会、シンポジウム等を開催する一方で、動物の飼育者に対して適切な獣医療を提供するよう自己研鑽・自己学習するシステムとして平成12年度から獣医師生涯研修事業を実施している。現在、本事業に参加した獣医師に対しては「生涯研修実績証明書」を交付し、動物の飼育者にも研修実績が分かるように診療施設内等に掲示することにしている。

しかし、この方法では、研修成果として獣医師の専門性を客観的に証明できないことから、本事業の活用は減少傾向にある。このため、(1)の②及び(2)の①で紹介した「認定・専門獣医師制度」に基づく認定研修を獣医師生涯研修事業に導入し、認定・専門獣医師の資格または名称を付与するとともに広告可能とすることにより、本事業参加の成果メリットが明確となるよう措置する予定である。

(5) 民間企業分野

・アジア等からの<u>越境性感染症の侵入防止</u>

・薬剤耐性菌対策も含めた「ワンヘルス」の推進

診療を業とする獣医師にとって,動物用医薬品は疾病の予防,診断,治療等の診療業務を行ううえで不可欠な資材である。一方,獣医師は、自らの裁量と経験に基づき医薬品・医療機器等法に基づく承認・許可がなされた動物用医薬品以外の医薬品等を使用することが許容されている。この権限は、自らの診察の結果として必要と判断される場合には、必要かつ最良の獣医療を提供する観点から例外的に認められているものであり、当然のことながらその結果責任は全面的に獣医師が負うことになる。

ただし、産業動物診療分野においては、食品安全基本 法、食品衛生法、医薬品・医療機器等法に基づき、国民 に対して有害な畜水産物が供給されることがないよう、 獣医師による医薬品等の使用に際しても厳密な制限が課 されている.

一方、犬・猫等の愛玩動物に対しては、国民全体を保護する食品安全規制のような制限はなく、獣医師の責任の下で動物用医薬品のほかに人用医薬品や輸入医薬品が広く使用されている実態にある。その獣医師側の理由は、①承認・許可された愛玩動物用医薬品が少ないこと、②承認・許可された愛玩動物用医薬品は人用医薬品等よりも割高であること等があげられている。このようなご意見はごもっともであるが、是非、小動物診療獣医

師に守っていただきたいことがある. それは, 医薬品・医療機器等法に基づき承認・許可された愛玩動物用医薬品が国内に存在する場合には, 同一成分の人用医薬品や輸入医薬品ではなく, 必ず当該承認・許可された愛玩動物用医薬品を使用していただきたいということである. これは, 獣医師が犬・猫等の飼育者に対して最高の獣医療を提供するとの責務を有していることにかんがみれば, 当然の対応とも言える. また, そのことにより, 愛玩動物用医薬品の適正使用や慎重使用が促進され, 現在世界的に重要視されている薬剤耐性 (AMR) 対策にも貢献することになる.

さらに、このような愛玩動物用医薬品の優先的使用は、最高の獣医療の提供のほか、動物用医薬品製造販売業者による将来にわたる愛玩動物用医薬品の開発促進と安定供給を保証することに繋がる。逆にいえば、愛玩動物用医薬品以外の人用医薬品等の安易な使用は、獣医臨床現場で必要となる動物用医薬品の開発を不可能とするばかりでなく、外資系メーカーも含め国内の動物用医薬品製造・輸入販売業者の廃業・撤退を招き、結果的に必要な動物用医薬品が供給されないことになり、獣医師、動物の飼育者をはじめ国民全体が将来にわたって不利益を被ることになる。

われわれ獣医師は、国内の動物用医薬品製造販売業者が必要な動物用医薬品を安定供給できるよう、承認・許可された動物用医薬品の積極的な使用や、動物用医薬品開発段階における治験をはじめとした各種の調査業務に積極的に協力・支援する必要がある。繰り返しになるが、動物用医薬品メーカーと獣医師との連携・協力体制の構築は、将来にわたって獣医師が必要とする動物用医薬品の安定供給に貢献することになることを是非ともご理解いただきたい。

民間企業分野に従事されている獣医師には、獣医師を構成員とする本会の役割について、ご理解とご活用をいただき、今後進展が期待できる愛玩動物用医薬品の開発促進と、主に FAVA 加盟地域を対象に動物用医薬品の輸出拡大に向けてご尽力いただきたい.

3 日本獣医師会が目指すべきもの

令和元年12月に中国で発生が確認された新型コロナ

ウイルス感染症は瞬く間に全世界にまん延し、パンデミックとして人類を恐怖に陥れた。初発生から2年半以上を経過した現在においても感染は継続しており、わが国では第7波の感染爆発を迎え、累積感染者数は1,120万人、死者数は3.2万人に上っている。世界においても、感染者数は5.7億人、死者数は638万人となっている。これは、1918~1920年にパンデミックを引き起こした新型インフルエンザであるスペイン風邪以来の大惨事となった。

このような新興・再興感染症の多くは、動物由来の人 獣共通感染症であり、その発生要因としては世界的な森 林開発や経済活動のグローバル化などが指摘されてい る. したがって、これらの感染症の予防やまん延防止の ためには、人の健康、動物の健康、野生動物を含む環境 保全の三つの分野の関係者が一体となり連携して対応す るワンヘルスの実践が必要となっており、われわれ獣医 師はその中心的な役割を果たすべき存在と言える.

ワンヘルスの実践に象徴されるとおり、愛玩動物の診療を介した人と動物の共生社会の構築、畜産業の健全な発展と輸入関税がゼロまたは低率となった後における唯一の国境措置とも言える動物検疫措置、食品の安全性の確保や公衆衛生の向上、獣医学をはじめとした科学的知見の探求とそれを活用した医薬品の開発等、われわれ獣医師が果たすべき役割はきわめて広範かつ重要である.

日本獣医師会は、このような広範な職域において第一線で活躍する獣医師の活動に必要となる各種の情報や知識・技術の研鑽の場の提供、事業の発展・継続への支援、各種の制度構築に向けた要請活動、国益の維持・発展に向けた国際調整活動等に、幾ばくかでも貢献できるよう尽力しなければならない。そしてその目指すべきものは本稿の冒頭に述べたとおり、公益社団法人としての日本国民全体の利益向上への貢献と、それに付随する職能団体としての会員構成獣医師の処遇や利益の改善を含む各種活動への支援の役割である。

地方獣医師会及び会員構成獣医師をはじめ関係の皆様 方には、改めてご理解とご支援をお願いする次第である.